

		設置者名		
調査事項	評価事項	✓	確認書類等	備考
1 保育に従事する者の数及び資格				
(1) 保育に従事する者の数	保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数が1人を超えていない。		児童の預かり記録	原則、1人に対して乳幼児1人だが、当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは例外として可。
(2) 保育に従事する者の有資格者の数	保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修等を修了した者が配置されている。		資格証明書（写し）、 保育に従事する者に関する研修の修了証（写し）	〔都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修等〕 ・家庭的保育者等研修（基礎研修） ・居宅訪問型保育研修事業（基礎研修） ・子育て支援員研修（地域保育コース） ・ベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修 （公益社団法人全国保育サービス協会が実施） ・指定保育士養成施設における、公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修
(3) 保育士の名称	保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していない。		—	
2 保育室等の構造設備及び面積				
(1) 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けている。		—	事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。
	玩具、救急用品等、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めている。		—	
3 非常災害に対する措置				
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件				
(1) 防災上の必要な措置の実施	地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討及び実施をしている。		—	乳幼児の居宅等に訪問の際に直ちに非常口及び避難経路を確認し、非常災害時に速やかに避難できるようにすること。また、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置をとること。
	具体的な取組みについて			
	訪問後、避難経路・消火器の設置場所等の確認を行っている。		—	
	事前に、緊急時の引き渡し場所を保護者と調整し、記録している。		—	
	その他、実施している具体的な取組みがあれば、以下に記載してください。			

調査事項	評価事項	✓	確認書類等	備考
5 保育内容				
(1) 保育の内容 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。	保育所保育指針(平成30年改訂)の理解に努めている。		—	
	以下の ~ に関するそれぞれの項目について、具体的な取組みや、配慮している事を記載してください。			
	子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項			
	乳幼児への養護的な関わりに関する事項			
	子どもの遊び等に関する事項			
(2) 保育に従事する者の 保育姿勢等 a 保育に従事する者の 人間性と専門性の向上	保育に当たっての基本姿勢(子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等)を理解し、取組みを行っている。		—	
	子どもに関わるときに一番大切にしている点と具体的な取組みを、以下に記載してください。			
	保育に従事する者に関する研修を受講している。		研修の参加記録(受講修了証等)	研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の受講が望ましい。
b 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛又は精神的苦痛を与えないよう、乳幼児の人権に十分に配慮している。		—	
	乳幼児の人権(保育における人格の尊重やプライバシーへの配慮等に関する具体的な保育内容を含む)をどのように考え配慮をしているか、以下に記載してください。			
c 児童相談所等の専門的機関との連携	虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告をしている。	該当なし	—	

調査事項	評価事項	✓	確認書類等	備考
(3)保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	連絡帳又はこれに代わる方法により、可能な限り保護者と密接な連絡をとることを心がけている。		保護者との連絡状況がわかる書類（連絡帳等）	
	どのような点に注意して聞き取ったり、伝え合ったりしていますか。以下に具体的に記載してください。			
b 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう保護者の緊急連絡先等を把握している。		保護者との連絡状況がわかる書類（連絡帳等）	
6 給食				
(1)衛生管理の状況	(食事の提供がある場合) 食器類やふきん、配膳や哺乳ビン等を使用する際に、衛生面等必要な注意を払っている。	該当なし	—	
	具体的な取組みを、以下に記載してください。			
(2)食事内容等の状況	(乳児の預かりがある場合) 乳児に対する配慮を適切に行っている。 (ゲップをさせるなどの授乳後の処置、離乳食摂取後の乳児の状況に注意を払っている。)	該当なし	—	
	気を付けている事を、以下に具体的に記載してください。			
	(アレルギー疾患等を有する子どもを預かっている場合) アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応を行っている。	該当なし	—	
	注意している点や具体的な取組みを、以下に記載してください(予定を含む)。			

調査事項	評価事項	✓	確認書類等	備考	
7 健康管理・安全確保					
(1) 乳幼児の健康状態の観察預かり、引き渡しの際、乳幼児一人ひとりの健康状態の観察	預かりの際、健康状態の観察を行っている。		保護者との連絡状況がわかる書類(連絡帳等)		
	預かりの際、保護者からの乳幼児の報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けている。 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等				
	引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察を行っている。				
	引き渡しの際、注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告している。				
	預かる際にどのような事を連絡帳(これに代わるもの)に記入しているか、以下に具体的に記載してください。				
(2)職員の健康診断	健康診断を1年に1回受けている。		(居宅訪問型保育事業者本人の)健康診断記録		
	(食事の提供(調理)や調乳を行う場合)提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施している。	該当なし	検便結果記録		
(3)感染症への対応	手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じている。		—		
	具体的な取組みを、以下に記載してください。				
(4)乳幼児突然死症候群等に対する注意	睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察している。		睡眠時の乳幼児の安全確保に対する取組みがわかる書類(睡眠チェック表等)	睡眠チェックは、0、1歳児は5分毎、2歳児は10分毎、3歳以上は15分毎を目安に行い、その様子を記録すること。	
	乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせている。			窒息リスク除去の観点から、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	
	保育中は禁煙を厳守している。		—		
	乳幼児が睡眠中に気を付けていることを、以下に具体的に記載してください。				
(5)安全確保	安全計画を策定している。		安全計画		
	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知している。		—		

調査事項	評価事項	✓	確認書類等	備考
(5)安全確保	保護者に対する安全計画の周知方法について、以下に記載してください。			
	以下の事項について理解し、取り組みを行っている。			
	安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え		—	
	保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認		—	
	室内、室外の安全確認		—	
	ケガや急病等における応急手当の方法(実践)		—	
	「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等		—	
	児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を行き送る場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法	該当なし	—	
	事故発生時における対処方法及び連絡体制		—	
	事故等発生後における詳細な内容等の報告		—	
	事故防止で気を付けている事や具体的な取組みを、以下に記載してください。			
	事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講している。		救命講習 受講証等	
	賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えている。		賠償責任 保険証書	
	(事故が発生した時) 事故発生時に速やかに当該事実を世田谷区に報告している。	該当なし	事故報告書	
	(事故が発生した時) 当該事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録している。	該当なし	事故報告書	
	(死亡事故等の重大事故が発生した時) 当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっている。	該当なし	—	
	具体的な取組みを以下に記載してください。			

調査事項	評価事項	✓	確認書類等	備考
8 利用者への情報提供				
(1)施設及びサービスに関する内容の提示	施設及びサービスに関する内容について、書面等により提示等している。 【記載内容】 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 f 利用定員 g 設置者の資格(保育士・看護師)の保有状況 h 設置者の研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j (提携している場合は)提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)		施設及びサービスに関する内容の提示書面(HPの写しやパンフレット等でも可)	「事前ヒアリングシート」やマッチングサイトの自身のプロフィール欄等で提示すること。 登録しているマッチングサイトによっては、通常の場合、利用者に提示されない項目(特に項目「k」～「n」)があるため、適宜、「事前ヒアリングシート」やマッチングサイトの自身のプロフィール欄等に、追記すること。
(2)サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	サービス利用者に対する契約内容について、書面等により交付している。 【記載内容】 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 事業所の名称及び所在地 d 事業所の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g (提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先		契約時に保護者に交付した書類(利用契約書・重要事項説明書等)	
(3)サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、説明を行っている。		—	
9 備える帳簿				
(1)利用乳幼児に関する書類等の整備	利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類を備えている。		利用乳幼児に関する書類	・保護者からの申込書、児童の健康状態に関する記録等 ・児童の預かり記録等 ・契約時に保護者に交付した書類(利用契約書・重要事項説明書等)

調査事項	評価事項	✓	確認書類等	備考
11 子ども・子育て支援法に基づくチェック項目（特定子ども・子育て支援施設のみ）				
○無償化の対象となるための手続きについて	無償化対象施設となるための手続きとして、区に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」を提出している。			・世田谷区ホームページで確認すること (ページ番号:181718)
(1)教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援を提供した(無償化の対象となる乳幼児を預かった)とき、誰に、いつ、どのような支援を提供したか、記録している。		児童の 預かり記録	
(2)利用料及び特定費用の受領	特定費用に関して、支払いを求める事項を書面により明らかにし、同意を得ている。		契約時に 保護者に 交付した書類 (利用契約書 ・重要事項 説明書等)	【特定費用(主なもの)】 ・食事の提供に要する費用 ・移動に伴う交通費
(3)領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	保護者に領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書を交付している。	実績なし	領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書の控え	
	領収証について、利用料の額と特定費用の額が区分して記載している。	実績なし		
(4)施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	(該当するケースがある場合) 保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅延なく、意見を付してその旨を区に通知している。	該当なし	不正行為等 にかかる 区への通知	
(5)施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていない。		—	
(6)秘密保持等	業務上知り得た、子ども及びその家族に関する情報を、退職後も含め漏らしていない。		—	
	小学校その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ている。		個人情報の提供に関する 同意書等	緊急時等に、医療機関など外部の機関に対して子どもの情報を提供するにあたり、あらかじめ保護者から書面で同意を得ること。
(7)記録の整備	児童の預かり記録及び不正行為等にかかる区への通知について、5年間整備・保存している(整備・保存しなければならないことを認識している)。		—	